

出資者に入金由りて  
出資者に對し、出資證明書の提出を求め、出資金の返還を命ずるに依りて、出資者から出資金を返還せしめられたるものあり。

出資者ニ對シテ

出資者ニ對シテ、出資金の返還を命ずるに依りて、出資者から出資金を返還せしめられたるものあり。出資者から出資金を返還せしめられたるものあり。出資者から出資金を返還せしめられたるものあり。

出資者(木村) 出資額 四百六十八  
出資者(木村) 出資額 四百六十八

財團法人協同會大阪支所

四 爭議中日當半額支給ノコト

五 平常休業ノ場合ハ日給半額支給スルコト

六 建機部繰業時間一時間短縮ノコト

以上ノ要求書ハ資本家側ニ於テ拒絶セリ

九月十二日和歌山縣廳中島調停官補ハ木村新宮町長及山本木材商ノ兩人ヲ動かシ勞資間双方ヲ周旋シタル處要求條項中第一第三ハ承認スルモ其他ノ條項ハ總本ヲ拒絶シタル爲折角三名ノ調停モ水泡ニ歸シ一時決裂シタリ

新宮町辯護士堀田敬一(社會民衆黨)ハ總同盟大阪聯合會西尾末廣ニ爭議應援ノ打電越シタル爲西尾代理トシテ金正米吉ハ十四日新宮町ニ出發セリ